

自治推進委員及び町内会・自治会の長の引継ぎに際しての確認事項

年度の切り替えに際し、自治推進委員を引き継がれる方は、以下の内容についてご確認ください。

1 次期自治推進委員の任期について

令和7年度より新たに又は再任され自治推進委員になられる方の任期は、令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年）となります。

令和7年4月1日以降、任期の途中で退任される場合（町内会等の長と自治推進委員の任期がずれている場合等）は、「退任届」の提出が必要となります。

2 退任の方への感謝状贈呈及び新任（再任）の方への委嘱状の交付について

（1）退任者

ア 2年以上務められて退任される方：市長感謝状

イ 6年以上務められて退任される方：市長感謝状、記念品

（2）新任者、再任者

すべての自治推進委員の方に委嘱状を交付します。

3 「プレート」及び「き章」の引継ぎについて

自治推進委員の交代の際には、「プレート」及び「き章」を後任の方へ引き継いでくださるようお願いします。

<プレート>



<き章>



※ 紛失等がありましたら、広報課地域振興係までご相談ください。

4 町内会等の長と自治推進委員の兼務について

自治推進委員の皆様が行う広報・広聴活動は、町内会等の活動と密接に関係しているとともに、代表者が複数いることは、自治活動が複雑になることも懸念されます。

このことから、山形市では町内会等の長と自治推進委員の兼務をお願いしております。兼務していただくことで、行政からの情報提供の一元化と円滑な業務遂行が図られると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

（裏面に続きます）

5 町内会・自治会の役員等への感謝状贈呈について

自治推進委員だけでなく、役員として町内会・自治会の発展に長年尽力され、その功績が顕著であった方には、市長感謝状をご準備しますので、以下の通り手続きのうえ、各町内会・自治会の総会などの場で贈呈をお願いします。

(1) 表彰対象者

町内会・自治会の会長、副会長、会計、庶務などの役員を5年以上勤めて退任される方で、地域振興に功績があったと認められる方（自治推進委員を除く）。

(2) 候補者の推薦 及び 受け取り方法

町内会等の代表者名にて、「自治活動功労者の推薦書について」を広報課へ提出してください。推薦書の受理後、感謝状を作成しますので、贈呈日の14日前までを目安に提出してください。

準備が整い次第ご連絡しますので、広報課まで受取りにお越しください。

(3) 提出書類について

同封の「自治活動功労者の推薦について」をご利用ください。

また、山形市公式ホームページより様式をダウンロードしていただき、ご利用いただくことも可能です。

ホームページ 「自治推進委員について」内 → 各種様式に掲載

※トップページで『自治推進委員』と検索してください。

6 自治推進委員連絡網のLINE を登録いただいている自治推進委員の方へ

LINE を登録いただいている自治推進委員の方で、この度退任される方は、広報課にて登録削除をさせていただきます。新たに自治推進委員になられる方につきましては、改めて登録方法についてお知らせいたします。

7 令和7年度公衆街路灯電気料補助申請の準備について

町内会・自治会・商店街等で所有・維持管理している公衆街路灯に係る電気料金に対する補助金を交付いたします。

(1) 補助対象

町内会・自治会等が維持管理している街路灯や防犯灯で、令和7年4月時点で設置されているもの。

(2) 補助金額

令和7年4月分の電気料金（公衆街路灯）を基に、1年分を算定した金額

(3) 申請について

補助に関する申請書等は、5月中頃に発送いたしますのでご承知おきください。

(4) 口座振替依頼書について

- ・記入例「口座振替依頼書(兼委任状)」のとおり令和7年度より様式を変更します。
- ・これまで記入いただいていた項目について、印字して送付します。

【担当】

山形市総務部広報課 地域振興係

TEL：641-1212（内線）230・231

FAX：641-2535

e-mail:kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp